

重要事項説明書

令和6年4月1日改定

事業所名	介護老人保健施設 グリーン・ポート小松			
事業の種類	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護保険事業所番号:1750380204		
事業所の所在地	石川県小松市岩渕町46番地2			
事業所連絡先	0761-47-2900	管理者	施設長 宮永 章一	
事業所の区分	1 介護老人保健施設			
運営方針	<p>1 当施設は、サービス計画書等に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、要介護状態(介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態)等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになりますことを目指して、適切なサービスを提供することを目的とする。</p> <p>2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供するよう努める。自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。また、身体拘束の適正化を図る指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修の実施などの必要な措置を講じる。</p> <p>3 当施設は、入所者の人権擁護、虐待等の防止の指針を定め、担当者及び委員会の設置、従業者への研修の実施など必要な措置を講じます。また、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。</p> <p>4 当施設では、感染症予防及びまん延防止のための指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修や訓練の実施など必要な措置を講じる。</p> <p>5 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確にし、従業者の就業環境を害されるもしくはそのおそれのある事案に関して、必要な措置を講じる。</p> <p>6 当施設は、業務効率化、介護サービスの質の向上、その他生産性向上に資する取り組みを促進し、委員会の設置やその他必要な措置を講じる。</p> <p>7 感染症や災害などが発生した場合にあってもサービスの提供を継続的に実施する又は早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定、見直しを行うと共に従業者への研修や訓練、その他必要な措置を講じる。また、医療機関と連携を図り、感染症及び新興感染症の発生時の対応を協議を行う。</p> <p>8 当施設は、利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、褥瘡が発生しない適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための担当者の設置その他必要な体制を整備することを目的に、褥瘡予防に関する指針を定める。</p> <p>9 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。</p> <p>10 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必異様な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。</p> <p>11 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。</p> <p>12 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。</p> <p>13 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他重要事項の掲示を行う。</p>			
サービス内容	サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状態に照らして行う適切な医療及び機能訓練、また栄養状態、口腔状態の評価や管理医学的管理下における看護・介護並びに日常生活の世話をています。また、必要な相談援助などを行います。			
通常の事業の実施地域	小松市、能美市、川北町			
従業者の職種・員数 (本体施設及び短期)	管理者 1名、医師 1名、薬剤師 必要数、看護職員 9名以上、介護職員 25名以上、 支援相談員 1名以上、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 1名以上、管理栄養士 1名以上、 介護支援専門員 1名以上、歯科衛生士 必要数、事務員 必要数 以上			
苦情相談窓口	窓口：事務室 担当：支援相談部 連絡先：TEL0761-47-2900 FAX0761-47-2905			
要介護・要支援利用料の額 (サービス費用の1割、2割または3割)	介護報酬の告示上の額とします。料金表参照。			
その他の費用	料金表参照。			
事故発生の防止及び事故発生時の対応	<p>1 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、あらかじめ定めた対応方法により、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>2 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための委員会の設置などの体制を整備する。</p> <p>3 事故の状況及び事故に際して必要な記録を行う。</p> <p>4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。</p> <p>5 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。</p> <p>6 従業者への事故防止のための研修や訓練の実施等の必要な措置を講じる。</p>			